

お電話での問い合わせが困難な方は、お名前、FAX 番号を明記の上、下記までご連絡ください。担当へおつなぎします。広報広聴課 FAX 083-934-2643



戸籍に氏名の振り仮名が 記載されます

令和7年5



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名に振り仮名が追加されることになりました。これに伴い、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。山口市が本籍地の方については、8月に通知を発送する予定です。通知が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。通知が誤っているときは、令和8年5月25日(月)までに正しい振り仮名の届出が必要です。※マイナポータルでオンライン届出も可能です。届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。届出に当たって法務省や市区町村が金銭を要求することはありません。詐欺にご注意ください。詳細は、法務省ウェブサイト(下の二次元コード)参照。



▼本庁舎・山口(〒753・8650 亀山町2・1) ☎083・922・4111
▼小郡(〒754・8511 小郡下郷609・1) ☎083・973・2411
▼秋穂(〒754・1192 秋穂東6570) ☎083・984・2121

法務省 ☎0570・05・0310

6月30日は市県民税等の 納付期限です

6月6日(金)に市県民税、9日(月)に介護保険料、12日(木)に国民健康保険料の納税(納入)通知書を発送しています。6月30日(月)が第1期・全期前納の納付期限です。

■令和7年度 市税、保険料の納期一覧表

納付期限	市県民税 (普通徴収)	国民健康保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
6/30	全期・1期	全期・1期	全期・1期
7/31		2期	2期
9/1	2期	3期	3期
9/30		4期	4期
10/31	3期	5期	5期
12/1		6期	6期
12/26		7期	7期
2/2	4期	8期	8期
3/2		9期	9期
3/31		10期	10期

納付は、納税(納入)通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストア、収納課、各総合支所、阿東地域交流センター各分館またはスマートフォンアプリ(Pay B、Pay Pay)請求書払い、楽天銀行コンビニ

▼阿知須(〒754・1292 阿知須2743) ☎0836・65・4111
▼徳地(〒747・0292 徳地堀1561・1) ☎0835・52・1111
▼阿東(〒759・1512 阿東徳佐中3417・2) ☎083・956・0111

障がいを知り
共に生きる

ワンポイント 手話 その26



「手話」は大切な「ことば」です。今回も、簡単にすぐに使える一言を紹介します。今回は「降雨量」、「洪水」を紹介します。

※過去の記事も含め、詳細は右の二次元コード参照
障がい福祉課 ☎083-934-2794 FAX 083-934-4142



①降雨量
・指を広げた両手の指先を下に向けたまま上から下におろします。
・掌を上に向けた左手の上方で右手の指文字「コ」形を軽く上下させます。



②洪水
・左手の親指側を右手の指先から乗り越えて左方へ移動します。

日常生活用具の基準額の変更について

4月1日から日常生活用具の一部種目の基準額を変更しています。日

ニ支払サービス) でお願ひします。
※上記以外の地域交流センターでは納付できません。
☎ 収納課 ☎083・934・2739

日常生活用具とは、在宅の身体障がい者等の日常生活を容易にする、入浴補助用具やファックス、特殊ベット等のことをいいます。詳細は市ウェブサイトで「日常生活用具の種目及び給付対象者表」をご覧ください。



申請 障がい福祉課 ☎083・934・2961、FAX 083・934・4142

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市の窓口と市内 40 局の郵便局において、マイナンバーカードの申請支援を行っています。いずれも本市に住民登録があり、市外への転出予定がない方を対象としており、申請者本人（15 才未満の方は法定代理人とともに）が会場にお越しいただく必要があります。

戸籍住民課 ☎ 083-934-2927

市の窓口での申請支援【予約制】

マイナンバーカードの申請に必要な写真撮影とオンライン申請のお手伝いをします。事前に窓口または電話での予約が必要です。なお、申請からマイナンバーカードの受取りまでは約 1～2 カ月程度かかります。

【場所・日時・問い合わせ先】

場所	日時	電話番号
戸籍住民課	令和8年3月13日(金)までの平日9時～11時、14時～16時	083-934-2927
各総合支所 総合サービス課	令和8年1月28日(水)までの祝日を除く毎週水曜9時～11時、14時～16時	小郡：083-973-8134 秋穂：083-984-8022 阿知須：0836-65-4113 徳地：0835-52-1113 阿東：083-956-0794

【持参物】

- ・通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（いずれもお持ちの方のみ）
 - ・本人確認書類（①、②の中から2点）
 - ①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証
 - ②健康保険証、介護保険証、福祉医療費受給者証、診察券等
- ※いずれも氏名と生年月日または氏名と住所が記載されており、有効期限内のものであること
※法定代理人はあわせて①を2点または①1点と②1点が必要

郵便局での申請支援【予約不要】

マイナンバーカードの申請書に添付する写真撮影と印刷、申請書の記入支援と市役所への提出を行います。事前の予約や持参物は不要です。なお、申請からマイナンバーカードの受け取りまでは約 1～2 カ月程度かかり、最寄りの総合支所での受け取りとなります。

市のウェブサイトにて、詳細を掲載しています。右の二次元コードからご確認ください。



居住環境向上用途誘導地区の決定案の縦覧

▼日時 6月23日(月)～7月7日(月) 8時30分～17時15分(土日を除く)

▼内容 宮野地区における居住環境向上用途誘導地区の決定(都市計画決定)

▼意見書の提出 縦覧期間中(7月7日(月・必着))に限り、持参または郵送で、案に対する意見書を提出することができます。意見書には、意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載してください(様式任意で、市長宛て)。

所申 都市計画課 ☎ 083・934・2831

都市計画道路の変更案の縦覧

▼日時 6月23日(月)～7月7日(月) 8時30分～17時15分(土日を除く)

▼内容 山口都市計画道路「一本松朝倉線」の都市計画の変更

▼意見書の提出 縦覧期間中(7月7日(月・必着))に限り、持参または郵送で、案に対する意見書を提出することができます。意見書には、意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載してください(様式任意で、市長宛て)。

所申 都市計画課 ☎ 083・934・2831

都市計画市場の変更案の縦覧

▼日時 6月23日(月)～7月7日(月) 8時30分～17時15分(土日を除く)

▼場所 都市計画課、阿知須総合支所地域振興課、秋穂総合支所地域振興課

▼内容 都市計画市場(阿知須魚市場、秋穂地区水産物荷捌施設)の区域の変更(廃止)

▼意見書の提出 縦覧期間中(7月7日(月・必着))に限り、持参または郵送で、案に対する意見書を提出することができます。意見書には、意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載してください(様式任意で、市長宛て)。

申 都市計画課 ☎ 083・934・2831

市への意見・お問い合わせについて

市政に関するご意見やお問い合わせは、市公式ウェブサイトの「市へのご意見お問い合わせフォーム」をはじめ、各総合支所・地域交流センターに設置の「市長への手紙」、市民相談室等の窓口で受け付けを行います。

ています。

☎ 広報広聴課 ☎ 083・934・2886

水道・下水道などの使用について

水道や公共下水道は、全く使用されない場合でも基本料金がかかります。長期間使用されない場合は、休止手続きをされることをおすすめします。また、使用された井戸水を公共下水道で処理されるご家庭、農業・漁業集落排水処理施設をお使いのご家庭は、居住人数に応じて、使用水量を計算しています。転居や出産、死亡などにより人数に変更があった場合は、速やかに届け出をお願いします。詳細は下の二次元コード参照。



☎ 上下水道料金や休止手続き等：下水道料金センター ☎ 083・933・6664、農業・漁業集落排水使用料等：上下水道局業務課 ☎ 083・933・6667

宮野財産区議会議員補欠選挙

旧宮野村有林の財産管理を行っている宮野財産区には、その管理・運営に関する議決機関として宮野財産区議会が設置されています。この度、議員定数の6分の1を超える欠員が

生じたことによる補欠選挙を次のとおり行います。

▼投票日時 6月22日（日）7時～20時

▼投票所 投票所は、お届けする入場券でご確認ください。

▼選挙すべき議員の数 3人

▼投票できる方 平成19年6月23日までに生まれた方で、3月16日以前から引き続き本市の住民基本台帳に登録されており、宮野地域に住所を有する方

▼投票所入場券 封書で世帯ごとに郵送します。入場券は1人1枚です。ので、各自投票所に持参してください。投票所入場券を忘れた場合や、紛失された場合、または、何らかの事情で届かなかった場合でも、投票できる方の要件を満たし、選挙人名簿に登録されている方であれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。なお、無投票となった場合、入場券は郵送しません。

▼開票 6月22日（日）21時から宮野地域交流センターで行います。

【代理投票】

体が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。代理投票とは、投票する人に代わって、補助者（投票所係員）が投票用紙に記入するものです。必要な方は、投票所で申し出てください。投票の秘密は守られます。

【期日前投票】

投票日に何らかの用務、病気、出産等のため、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます（入場券が届いた方は持参してください）。

▼投票日時 6月18日（水）～21日（土）8時30分～20時

▼投票所 宮野地域交流センター大会議室

※病気で入院中の方、老人ホーム等に入所中の方は、不在者投票ができる施設もあります。それぞれの施設にお問い合わせください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 083・934・2877

多重債務の相談も消費生活センターへ

消費生活センターの「借金相談」の受付件数は、この2年間で約2倍となっています。消費生活センターでは、相談者の状況を伺って一緒に内容を整理し、無料の弁護士相談や福祉の関係機関などを紹介しています。最近では、悪質商法や詐欺に遭った借金が増えていきます。借金の原因を確認する過程で、被害回復に繋がることもあります。まずは消費生活センターにご相談ください。

☎ 相談フォーム（下の二次元コード）または消費生活センター ☎ 083・



934・7171

男女共同参画週間

6月23日（月）～29日（日）は、「男女共同参画週間」です。キャッチフレーズは「誰でも、どこでも、自分らしく」です。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

☎ 人権推進課 ☎ 083・934・2784

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが



令和 7 年度 地籍調査事業の実施地区

地籍調査は、土地の戸籍調査ともいえるもので、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界を確認し、正しい位置・地番・地目・面積などを明確にする調査です。法務局では、この成果に基づき、土地登記簿を変更して地籍図を備え付けます。市では、皆さんの貴重な財産を守る重要な調査として「地籍調査事業」を進めています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

地籍調査課 ☎ 083-934-2683



■今年度の対象地区

次の地区で現地調査を実施します。

- ・宮野地域…宮野上の一部
- ・小郡地域…小郡下郷および小郡山手上町の各一部
- ・秋穂二島地域…秋穂二島の一部
- ・阿東地域…阿東生雲西分の一部

■主なスケジュール

【地権者説明会（6～8月）】

実施地区内に土地をお持ちの方を対象に、調査の目的・方法などをご説明します。対象の方には、事前に文書でお知らせします。

【境界の確認（一筆地調査開始まで）】

実施地区内に土地をお持ちの方は、事前に隣接地の所有者と相談して「自分の土地はここまで」という

境界の確認をお願いします。

【境界の刈り開き（一筆地調査開始まで）】

山林や原野などの見通しが悪いところは、隣接地の所有者と相談して境界確認ができるように、境界線上の刈り開きをお願いします。

【一筆地調査（8～12月）】

土地の現況を一筆ごとに調査するもので、地籍調査の最も重要な作業です。調査に際しては、土地を持つ皆さんの立ち会いのもと、筆ごとに境界・地番・地目などを確認していただきます。

対象の方には、事前に文書でお知らせします。

※調査区域内に土地立入証を携帯した、調査関係者が立ち入ることがあります。

次の方々と団体を交通安全功労者

表彰 山口市交通安全対策協議会

地域福祉課 ☎ 083・934・2790、各総合支所総合サービス課

開催日時		内容（場所）
7月1日（火）	7：30	街頭啓発（JR 周防下郷駅、上郷駅、仁保津駅周辺）
	10：00	街頭啓発（サンパークあじす、道の駅「きらあじす」）
	13：00	式典・街頭啓発パレード（中心商店街アーケード街）
7月3日（木）	9：30	街頭啓発（道の駅「長門峡」、ほほえみの郷トイトイ、Yショップ生雲店）
	10：30	街頭啓発（徳地地域複合型拠点施設、丸久徳地店前）
	11：00	街頭啓発（ウォンツ徳佐店）
7月4日（金）	11：00	街頭啓発（アルク、ウエスタまるき各小郡店）
7月5日（土）	9：00	街頭啓発（サンマート秋穂店前）

の更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。強調月間中は、市内で街頭啓発や募金活動を行うこととしておりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

建物の気密性の向上や、化学物質を放散する建材・内装材の使用により、居住者から頭痛、倦怠感、目のどの痛みなど、さまざまな体調不良が訴えられています。室内を汚染する化学物質は気温の上昇に伴い、放散量が増加するといわれています。夏季に建物を長く閉め切っています。

【換気を心掛けましょう】
建物の気密性の向上や、化学物質を放散する建材・内装材の使用により、居住者から頭痛、倦怠感、目のどの痛みなど、さまざまな体調不良が訴えられています。室内を汚染する化学物質は気温の上昇に伴い、放散量が増加するといわれています。夏季に建物を長く閉め切っています。

6月は「住環境衛生推進月間」

【衛生害虫・ネズミを予防】
ゴキブリなどの衛生害虫やネズミは、感染症や食中毒等を媒介する恐れがあります。防除にあたっては、食品・残飯などの管理や掃除をしっかりと行った上で、薬剤等を使用すると効果的です。

生活安全課 ☎ 083・934・2765

▼団体（敬称略） 興進小学校（嘉川）、社会福祉法人であいの里さやま保育園（佐山）、宮野中学校（宮野）、山口市交通安全協会吉敷分会（吉敷）

▼個人（敬称略） 秋本武彦（阿知須）、今井清文（大歳）、藏成幹也（平川）、小林薫（吉敷）、水津俊泰（仁保）、鈴尾照道（大内）、鈴森正夫（徳地）、寺山宏明（小鯖）、松永啓（佐山）、松廣榮（秋穂）、山本正（秋穂二島）

として表彰しました。

た時などは、十分換気をするよう心掛けましょう。なるべく離れた場所にある、2カ所の窓を開けると効果的です。

☎ 環境衛生課 083・934・2690、南部衛生担当 083・973・8136

環境美化協力員が活動しています

環境美化協力員は、各小学校区に1人委嘱され、ペットの適正飼養に関する啓発活動や、不法投棄防止のためのパトロール等を行い、身近な問題の改善に向けて取り組んでいます。協力員の環境美化活動にご理解とご協力をお願いします。

☎ 資源循環推進課 083・941・2186

小型充電式電池はごみ集積所に出せません

充電して繰り返し使うことができる家電製品には小型充電式電池が使用されています。小型充電式電池（モバイルバッテリー、電子たばこ含む）は、ほかのごみと一緒に捨てること収集車やごみ処理施設の火災事故につながる恐れがあり、大変危険です。金属端子部分をテープで覆っ



て、地域交流センター等の屋内に設置している回収容器に排出してください。また、膨張や水濡れしたものは回収容器に出さず、ごみ情報ダイヤル 083・902・0033までご連絡ください。

【持込施設】

下の二次元コード参照。

☎ 資源循環推進課 083・941・2185



飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費助成

助成対象者	対象手術	助成金額	申請上限
手術を機に適正飼養を誓約する個人	市内協力病院で行う不妊・去勢手術（抜糸を含む）	不妊：1万円 去勢：5,000円	1世帯あたり 通算2件まで
TNR活動を行う3人以上の団体等	市内協力病院で行う不妊・去勢手術（抜糸を含む）と耳先のV字カット	不妊：1万円 去勢：5,000円	1年度あたり 20件まで
地域猫活動を行う自治会等の地域		不妊：2万円 去勢：1万円	なし

猫による環境被害を軽減し、将来的に野良猫の数を減らすため、飼い主のいない猫へ不妊・去勢手術を行う個人・団体等・地域に助成をします。

▼対象となる猫 市内に生息する飼い主のいない猫

▼手続きの流れ ①団体地域登録申請、②事前確認、③手術の実施、

④助成金交付申請、⑤交付決定、⑥助成金交付、⑦現況報告

※個人の場合は①と⑦は不要

※猫の保護された状況等により、対象にならない場合がありますので、手術前に必ずお問い合わせください。

☎ 環境衛生課 083・934・2690、南部衛生担当 083・973・8136

コイヘルペスに注意

コイヘルペスウイルス病は、マゴイ・ニシキゴイ特有の病気です。コイ以外の魚や人へ感染することはありませんが、病気がかったコイは、ほとんどが死んでしまいます。飼っているコイに異常（行動が緩慢になった、餌を食べない等）が見られた場合は、川に放流したり、捨てたりせずにご連絡ください。

☎ 水産港湾課 083・984・8026、県山口農林水産事務所 0835・22・1506

時間外窓口開設中 毎週木曜 17時15分～19時（祝日・年末年始を除く）

取扱業務 （証明書発行のみ）		住民票の写し／印鑑登録証明書／ 戸籍関係証明書 等	所得・課税証明書
窓口	山口市役所本庁舎（山口総合支所） 総合窓口課	☎ 083-934-4146	
	小郡総合支所 総合サービス課	☎ 083-973-8134	☎ 083-973-8131

※他の機関に確認が必要な時など、取り扱いできない場合がありますのでご了承ください。

※住民票の写しの申請は、本市に住所がある方に限ります。

※戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票の写しの申請は、本市に本籍がある方に限ります。

※納税証明書、固定資産に関する証明書等は、取り扱いを休止しています。

住民票の写しおよび所得・課税証明書は、窓口に出向くことなく取得できるマイナンバーカードを利用したオンライン申請も可能です。詳細は、市ウェブサイトでご確認ください。